

新たな公共交通システム導入に向けた調査研究業務委託 の執行方法等について（案）

1 契約先の決定方法

- （１）下記２により選定した業者に業務仕様書を提示し、見積書を徴収する。
- （２）見積合わせにより、最低価格業者を選定する。

2 見積り依頼先とする業者の選定

見積り依頼先とする業者については、コンサルタント事業者のうち、関東圏内において公共交通に関する計画策定、公共交通システム導入等に係る調査研究などの業務を受託した実績のあるものから選定する。

3 契約の締結について

鴨川市地域公共交通活性化協議会 と 最低見積価格を提示した業者の間で、新たな公共交通システム導入に向けた調査研究業務の委託に係る業務委託契約を締結する。

4 契約締結後について

次回会議において選定業者を報告するとともに、当該業者に対して、会議への出席を求め、委託事業において位置づけた各調査項目の調査スケジュール等について報告させる。その上で、必要に応じて質疑等を行う。